

5 児童扶養手当

【問い合わせ ことば家庭センターことば応援係】

【児童扶養手当とは】

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。児童扶養手当を受給するためには申請が必要ですので、詳しくはお問い合わせください。

なお、これまで公的年金を受給されている方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月から制度の見直しにより、受給されている年金額が児童扶養手当額より少額の場合、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

【支給対象となる方】

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）を監護している母、又は監護しかつ生計を同じくしている父、もしくは父母に代わって児童を養育している方が受給できます。また児童が、政令（児童扶養手当法施行令第1条）に定める程度の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- ④父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨棄児などで父母がいるかいないか明らかでない児童

【支給額】（令和8年4月1日現在）

児童1人 月額 48,050円（全部支給）～11,340円（一部支給）

第2子以降加算 月額 11,350円（全部支給）～ 5,680円（一部支給）

※所得に応じて、手当の全部又は一部が支給停止となります。

【所得制限限度額表】

扶養親族等の数 (人)	受給資格者本人				孤児等の養育者/ 配偶者/扶養義務者	
	全部支給		一部支給		収入額	所得額
	収入額	所得額	収入額	所得額		
0	1,420,000	690,000	3,343,000	2,080,000	3,725,000	2,360,000
1	1,900,000	1,070,000	3,850,000	2,460,000	4,200,000	2,740,000
2	2,443,000	1,450,000	4,325,000	2,840,000	4,675,000	3,120,000
3	2,986,000	1,830,000	4,800,000	3,220,000	5,150,000	3,500,000
4	3,529,000	2,210,000	5,275,000	3,600,000	5,625,000	3,880,000
5	4,013,000	2,590,000	5,750,000	3,980,000	6,100,000	4,260,000

【支給時期】

1・3・5・7・9・11月の11日（11日が土・日・祝日の場合はその前日の金融機関営業日）にそれぞれの前2か月分を、指定口座に振込みます。